教育を受ける権利

　　文責　嶋田、今津、池田、武田

　条文

・憲法２６条

1. すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
2. すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

　26条1項：教育を受ける権利についての保障

　26条2項：教育を受けさせる義務および義務教育の無償について

1. 人権としての教育を受ける権利

教育は個人個人の人格を形成するのに不可欠であり、人は環境や教育によって人格を形成し、社会的存在としての自分の位置づけを学んでいく。一定の知識や教養は教育を受けることにより身に付き、国民は国家の主権者として、民主主義の政治過程に参与できる資質を教育によって培う必要がある。個人の尊重や国民主権といった基本的な価値が実現するためには、教育の意義は大きいと言える。

* 1. 社会権としての側面

教育は本来、私事性を有するもので、ある程度生活に余裕がなければ子どもに教育を施すことができなかった。19世紀後半まで子どもは労働力として酷使されていた歴史もある。憲法は社会権の一環として、教育を受ける権利を保障（沿革的重要性）

* 1. 自由権としての側面

　国民が国等によって教育を受ける権利を侵害されず、教育に対する国家の干渉を排除するという側面

1. 権利保障の意義づけ

　憲法26条1項の教育を受ける権利を保障する意義づけについては、①生存権説、②公民権説、③学習権説の３説がある。

* 1. 生存権説（経済的権利説）

・社会権的側面に重点を置いて構成

・社会権の一つとしての教育を受ける権利には、経済的に劣位な環境にある子どもに対し手厚い保障を及ぼすことで、実質的平等の実現や経済的配慮を行うことを義務として課せられた趣旨である。

* 1. 公民権説（政治的権利説）

・主権者形成という側面から、主権者形成に資する教育内容を要求しうる権利

・教育は教育基本法前文、１条、２条に明確に規定されている民主主義と平和主義の教育を内容とするものであるから、憲法26条はこのような内容の教育を受けることを要求し、教育の普及は民主主義社会の維持発展のための不可欠の前提である。

教育基本法前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

　我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

　ここに、我々は、日本国憲法 の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

　第1条

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

　第2条

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一、幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四、生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

* 1. 学習権説（文化的権利説）：多数説

・教育を受ける権利の保障は現代国家における憲法政策的意味にとどまるものではなく、人間の生来的学習権の現代的発展という教育条理上の必然性を担うものであるがゆえに、すべて国民は生まれながらにして、教育を受け学習することにより人間的に成長発達していく権利を有している。

・教育を受ける権利は社会権として現代国家の積極的な働きを求めているが、それは国民の学習権を充実させ開設させるためである。

1. 教育権の所在

　国の教育内容の決定権について

* 1. 国家教育権説

教育権の主体は国家であり、国家は公教育を実施する教師の教育の自由に制約を加えることが原則として許される。

→国会は国民主権のもと、国民の意見を反映しているのだから、その教育意思は、議会制民主主義のもとでは国会の法律制定によって具体化されるから、法律は、公教育の内容及び方法について包括的に定めることができる。

　問題点：教育に対する政府の思想的統制（政治の反映）

* 1. 国民教育権説

　教育権の主体は親を中心とする国民全体であり、公権力のなすべきことは国民の教育義務の遂行を側面から助成するための諸条件整備に限られ、公教育の内容及び方法については原則として介入できない。

→教育の実施に当たる教師は、国民全体に対して教育的・文化的責任を負う形で教育内容・方法を決定、遂行すべきであり、それは23条の学問の自由により支えられている。

　問題点：教師の教育の自由、教育内容の決定者

* 1. 折衷説（判例）

　教育の本質からして、教師に一定の範囲で教育の自由は保障されるが、教育内容について、必要かつ相当と認められる範囲においては国の介入権が認められる。ただし、その際子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような介入は許されない。

→国家教育権説、国民教育権説は両極端であり、教育の全国的水準の維持の必要に基づいて、国は教科目、授業時間数等の教育の大綱について決定できる。国の過度の教育内容への介入は教育の自主性を害し、許されない。

　折衷説をとるとしても国の介入がどこまで認められるか、教育内容についてどこまで干渉できるか、検討する必要がある。

能力に応じて等しくの意味

　教育基本法4条１項は「等しくその能力に応じた教育を受ける機会」と定め、憲法26条1項は「その能力に応じて等しく教育を受ける権利」と定める。この文言の解釈を巡り2つの学説の対立がみられる。

　第１説は教育を受ける能力と無関係な事情(財産・社会的身分・家庭事情)などを理由とする選別は許されないが、各人の適性や能力の違いに応じて異なった内容の教育をすることは許されるとする考えである。

　一方第２説は「すべての子供が能力発達の仕方に応じてなるべく能力発達ができるような教育を保証される」という考えである。この説においては、①人間の「発達の法則性」にかなった真に教育専門性の高い指導がなされればすべての子供がそれぞれに能力を伸ばしていけるはずであること。②テスト成績の上下による進路・教育内容の選別には、学習権、発達権解釈の見地から、根深い教育人権侵害をみなければならないこと。③度の重い障害児こそ教育を受ける権利の最たる権利主体と目されなければならないことが重視されている。憲法14条の「平等」の意味につき憲法学の通説・判例は「等しい者を等しく、等しくない者を等しく無く扱うべし」とする相対的平等であり、「不合理な差別」は禁止されるが、「合理的な区別」は許容されると解されている。この「不合理な差別」該当性を審査する際、区別指標との関連では3つの考慮事項があるといわれる。

　第一に不変の特性、すなわち、自らの意志によって変更することのできない指標による差別であるとき審査基準は厳格化する。第二に政治プロセスを通じて自らを防衛する能力がないとき(たとえば外国人)審査基準は厳しくなる。第三に歴史的に当該グループ(たとえば人種的マイノリティ)に対して偏見などに基づく差別がなされてきたかどうかが問われる。

一方「能力」に基づく区別はこれらの考慮事項のいずれにも該当しないと考えられ、特に第一の「不変の特性」との指標との関係ではむしろ自らの意志や努力によって変更可能な指標に基づく区別に当たるとみることができ、「合理的な区別」との推定が働くものと解される。

学校教育と国家権力による思想統制

一、　民主主義国家において思想統制は絶対にあってはならないことである。特にその中でも学校教育は、子供を対象とする国家権力による思想統制・思想教育のための場として利用されやすいだけに、そのようなことが絶対にないように留意しなければならない。学校教育において一定の学力水準が確保されていることというのはもちろん重要な課題ではあるが、反面で、同時に学校において教育の自由、学習の自由、思想・良心の自由など精神の自由の保障があり、国民の思想形成の自由が確保されているかどうかというのはいわば民主主義の健全さを示すバロメーターにあたるともいえる。

二、学校における教科書と教科書検定

まず、学校で使用される教科書についての検定制度が国による国民に対する思想コントロールにならないかという点が問題となる。従来、教科書については教科書検定基準(文部科学省告示)が含まれている。その意味では、ここでも国による教育内容に関する統制の危険性という問題が生じることになる。実際の教科書検定では、申請された教科書に対する検定の過程で修正意見と改善意見とが出される。特に修正意見についてはそれに従わないと検定不合格となる。憲法21条2項は、検閲禁止を定めている。これは、公権力による表現行為に対する事前の選別・抑制を禁止するものであり、絶対禁止であると解されている。ただし、関税検査を合憲とした最高裁の判例では、検閲とは「行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指す」とされ、この検閲概念は狭く限定的に解されている(最大判昭和59.12.12)。この検閲概念の捉え方との関係で、教科書検定が検閲に当たるかどうかについては争いがある。

　教科書検定がこの検閲禁止に違反しないとする説の根拠は、仮にある教科書が検定によって不合格とされたとしても、それはあくまでも教科書としての発行が禁止されているだけであって、その書物の出版そのものが禁止されるわけではなく、従ってこの検定不合格というのは表現行為を事前に抑制することにはあたらないということにある。(最判平成5.3.16)

　一方教科書検定というのは、検定の内容が教育内容に深くかかわればかかわるほど実質的には教育の場における公権力による事前の思想コントロールとしての役割を果たすことは確かであり、この点に着目するならば、教科書検定制度そのものが、なお国家による思想統制に悪用される危険性があることは否定できない。

　また、制度の違憲性と運用の違憲性とを区別する考え方もあり得る。例えば第二次家永訴訟の第一次判決にあたる昭和45年の杉本判決(東京地判昭和45.7.17)などは、学校の教科書として使用されるものである以上、例えばその教科書の中の誤字、誤植などの誤りが正されなければならないのは当然であるから、その意味では、審査が思想内容に及ばない限り教科書検定制度そのものは違憲でないとするが、実際に行われる個々の検定については適用上違憲の場合もあり得るとする考え方をとっている。そして、この判決は、問題となった実際の検定では、誤字、誤植などの訂正という範囲を超えて、思想内容の当否にまで立ち入った審査を行っているものであるから、これは検閲禁止の趣旨に反するもので、違法だとした。(ただしこの判決は上級審で覆されている)

三、教科書の使用義務と教育の自由

学校教育法21条1項では、「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科書用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」という定めがあり、現実に、教科書を使用しなかったという理由で、教員に対して懲戒処分が行われた事例がある。(伝習館高校事件。最判平成2.1.18)この一審判決は、教科書に絶対的な価値を認めることはできず、教科書の教え方や補助的教材との間での使用上の比重は教師の教育方法の自由にゆだねられるとしつつ、要は、「当該科目の一年間にわたる教育活動における全体的考察において教科書を教材として使用したと認められなければならない」としている。

四、新しい教科書問題について

近時において「新しい歴史教科書をつくる会」によって作成された中学校の歴史および公民の教科書を巡って、従来とは別の形での問題が生じている。この「つくる会」による教科書については、内容的な問題がある。歴史の教科書では、アジアとの関係において日本による侵略の記述を減少させ、むしろ戦争を美化しているようにも見えることや、日本中心の歴史観という立場が強まっていることなどの記述があり、公民の教科書では、基本的人権について説明した後に、国とか社会全体などへの奉仕の観点を強く出しているといった保守主義あるいは国家主義に基づく記述がなされている。

また教科書の採択に関して、特に政府・与党の政治家の側からの政治的な圧力が働いていることも問題となっている。各地の教育委員会レベルでも、教科書の採択に関する実質的な権限が教育委員会の側に集中する傾向が進みつつある一方で、他方この「つくる会」の教科書を採択すべきであるという政治的圧力が徐々に強まっている。国による思想統制は決して許されるべきではないという憲法上の観点から言えば、政治的圧力は問題であり、教科書は、あくまでもできるだけ客観的な事実の記述や情報の提供などを中心とし、ものの見方や考え方などの形成については、あくまでも子どもに対して選択の余地、選択の自由を保障するものであるべきだ。

・義務教育無償と高等教育における公費助成

1．義務教育無償の範囲

憲法26条2項では、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」と規定がある。ここで問題となるのが義務教育の無償の範囲であり、争いがある。

1. 無償範囲法定説

・国が国民に就学義務を課す反面、国民の義務教育に要する費用を可能な限り無償とすべきことを国の政治責務として宣言したのみであり、その範囲は別の法律により具体化されるべきという説

・いわゆるプログラム規定説

・憲法が「これを無償とする」と断言している以上、立法趣旨に反していることになり、支持されていない

1. 授業料無償説

・義務教育において無償とされる範囲は授業料に限られるという説

・授業料のほか一般費の無償化も望ましいが、立法政策の問題であり、憲法上の規定ではないとしている

・多数説

1. 就学費無償説

・国民の教育を受ける権利として保証するということは、義務教育の無償の範囲は授業料のみに限定されず、教科書費、教材費など就学に要する一切の金品を国や地方公共団体が負担するべきという考え

・教育を受ける権利が権利として保障されるためには一切の教育費を無償にすることが求められているとしている

・判例

教科書費国庫負担請求権事件

最大判昭39.2.26

**事案**：公立学校の児童の保護者は教科書代金を支払ってきたが、憲法26条2項において義務教育が無償であることを定められていると知り、教科書代金は国が負担するべきとして提訴した。

**判旨**：憲法26条後段は国の義務教育の提供につき有償としないことを定めたものであり、教育提供に対する対価とは授業料も意味するものと認められるから、同条項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当であり、これは従来一般に義務教育の月謝を無料としてきた沿革にも合致するし、教育基本法において授業料はこれを徴収しない旨規定している所以も憲法26条の趣旨を確認したもので、したがって、憲法の義務教育無償の規定は、授業料のほかに、教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできないとして、授業料無償説の考えに立っている。

2．高校無償化と私学公費助成問題

・高校無償化の経緯

2009年の衆議院選挙において、民主党は高校無償化政策をマニフェストとして打ち出し、この選挙で民主党が政権を獲得した。そして2010年に「公立高等学校に係る授業料の不徴収および高等学校就学支援金の支給に関する法律」が成立し、2010年4月から施行された。政府はこの法律の意義・必要性について①高校への進学率が98%に達し国民的教育機関になっているということ②家庭の経済状況にかかわらず安心して教育を受けられる教育の機会均等を図ること③国際人権規約にも規定されているなど高校無償化は世界的な常識であるとした。上記法の内容は、国は公立学校の基礎授業料月額を基礎として政令で定める方法で算定した金額を地方公共団体に交付し、私立学校の生徒には公立学校の基礎授業料月額に相当する額について支給するというものであった。

・高校無償化と教育を受ける権利

結城忠氏は、現代において高等教育は「準義務」教育の性質を有しているとして、高等教育を受ける権利は私的材としての性格が強く社会権性を弱めて経済的自由権としての性格のほうが強いとされてきたものの、「準義務」教育である高等教育を受ける権利は経済的自由を帯有するものなお社会的基本権の範疇にあるとし、「国・地方自治体はこの権利に対応して、義務教育に準じた範囲・程度の教育・学習条件整備義務を憲法上負っている。」と指摘している。したがって、高校無償化という政策は国が憲法上行わなければならないものであるといえるが、私立学校には適用されるかどうかが問題となる。

・私学助成問題

　まず前提として私立学校への助成は憲法に違反しているのではないかという議論がある。憲法89条では、以下のような規定がある。「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」

私学はこの「公の支配」に属しているか。そもそも私立学校は基本的に私人や私的団体によって設置・経営されるものであり、本来私的機関であるといえる。しかし現代の日本において私立学校は公教育機関として位置づけられていて、一方で「私学の自由」を享受しながらも他方では教育基本法をはじめ学校教育法令の適用を国公立学校と基本的には同様に受け、所轄庁の監督下におかれていることから、「公の支配」に属していて合憲か違憲か争いがある。

1. 違憲説：憲法89条後段にいう「公の支配」とは「国または地方公共団体の特別の統制ないし支配」をいい、「国または地方公共団体が自ら行う事業のほか、公社・公団の行う事業が「公の支配」に属し、それ以外の事業は法律の通常の規制・監督の下にあっても「公の支配」に属さない」とする説である。
2. 合憲説：「公の支配」の解釈に際して、憲法14条、憲法23条、憲法25条、憲法26条の体系的・総合的解釈を行い、現行法制における私学に対する国家的規律・監督の範囲および強度を持って「公の支配」の要件を充たし、私学助成を合憲とする説。

政府は一貫して私立学校は「公の支配」に属しているという見解をとっている。

・私立高校実質無償化の法的可能性

上記のとおり現代の日本において私立学校は公共性が認められているといっても過言ではない。現在の高校無償化法では、私立学校に通う生徒には公立学校の授業料の相当の額が支給されているが、実質的な無償化は法的に問題はないだろうか。文部科学省は私立学校の授業料の徴収につき、「私立学校への就学は公立学校就学に伴う授業料無償の権利を放棄したものと考えられる」といういわゆる「権利放棄論」の立場に立っている。結城忠氏は、日本の高校事情について、「我が国においては、国公立高校の量的補完型の私立高校がマジョリティをなしており、そこで私学を選択したとしても、公立学校へ入学ができないための「消極的選択」となる場合が多いことが現実」と指摘し、そこで私立学校は国公立学校に入学できなかった生徒の教育機会を確保しているという、私学は教育の機会均等の保障の役割を担っているとしている。そして上記のよう私立高校は公共性があり、また「準義務」教育である高校教育を受ける権利は社会的基本権に属しているので、国は義務教育に準じた範囲の教育・学習条件整備義務を担っているとして、私立高校実質無償化の法的可能性を肯定している。

・朝鮮学校除外問題

　この高校無償化法案の適用内容は日本の高等学校だけではなく、外国人学校やインターナショナルスクール、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして文部科学大臣が指定したものも含まれている。しかし、現在朝鮮学校は北朝鮮の拉致問題への姿勢などから、その適用範囲から除外されている。民主党政権は認可の方針を示していたが、自民党に政権交代し安倍内閣発足してから、この認可しない方向に転換した。この動向を受け、福岡・広島・大阪での独自の助成金が打ち切られた。毎日新聞は社説で「この生徒たちは、日本に生まれ育った社会の構成員であり、将来もそうだ。高校無償化は「子ども手当」とともに、社会全体で子供の成長を支えるという基本理念に立つ。その意味で子供自身に責任のないことで支援有無の区別、選別をするのは筋が通るまい。」とするなど、多くの批判があった。東京弁護士会も「朝鮮学校に在籍する生徒には、憲法26条や国際人権規約から学習権が保障されるが、朝鮮学校を除外することは生徒の学習権を侵害し、平等原則違反である」という声明を出している。

ディベート論題

1. 領土問題に関する教科書記述の指定は国の思想統制に当たるか。
2. 私立高校の授業料実質無料化を行うべきか。

3.　朝鮮学校への適用を外すことは憲法違反ではないか。

参考文献

[http://web.archive.org/web/20100311231549/http://mainichi.jp/select/opinion/editorial/news/20100311k0000m070135000c.html](http://web.archive.org/web/20100311231549/http%3A//mainichi.jp/select/opinion/editorial/news/20100311k0000m070135000c.html)

<http://synodos.jp/faq/1965>

永井憲一『憲法と教育基本権　新版』勁草書房　1985年

結城忠『 憲法と私学教育』協同出版　2014年